

○新温泉町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等応援交付金交付要綱

令和4年3月28日告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の長期的な流行に伴い、事業運営に影響を受けた中小企業者等に対して、事業継続の支援をすることを目的とする新温泉町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等応援交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象となる事業者は、令和3年9月30日までに開業し、町内に事業所を有する者で次のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 町内に本社を有し、法人登記がある法人

イ 令和4年1月1日現在において町内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住所をいう。以下同じ。）を有し、第4条に規定する申請の日現在も引き続き町内に住所を有する個人

ウ 町外に住所を有し、町内のみ事業所を有する個人

(2) 副業でなく、現に主たる事業として営んでおり、今後も継続予定であること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、令和3年4月から10月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）において、前年又は前々年の同月（以下「比較月」という。）の売上高と比較して20%以上50%未満減少し、かつ、比較月より10万円以上減少していること。

(4) 前号に規定する売上高の減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるものであること。

(5) 政治団体並びに宗教上の組織及び団体でないこと。

(6) 新温泉町暴力団排除条例（平成24年新温泉町条例第17号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としないものとする。

(1) 町税等を滞納している者

(2) 令和3年1月以降に国の一時支援金及び月次支援金の給付を受けた者

(3) 令和3年1月から10月までの間に行われた、兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の給付を受けた者

(4) 兵庫県酒類販売事業者支援金の給付を受けた者

(5) 事業活動に季節性があり、通常売上を得られない時期を対象月として売上が減少している者

(6) 行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮により売上が減少している者

3 第1項第3号の規定にかかわらず、令和2年4月以後に開業した事業者は、比較月を創業計画書の創業当初の売上高見込とし、対象月と比較できるものとする

る。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が交付金の交付対象として適当であると認めた者を交付対象者とするができる。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法人 20万円(第2条第1項第3号に規定する売上高の減少額が20万円未満の場合は10万円)

(2) 個人 10万円

2 この要綱による交付金の交付は、1事業者につき1回を限度とする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、新温泉町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等応援交付金交付申請書(様式第1号又は様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

(1) 別表に規定する書類

(2) 対象月及び比較月同期(第2条第3項の規定を適用する場合は、同項に規定する創業計画書の写し)の売上台帳等の写し

(3) 申請者本人名義(法人の場合は法人名義)の振込先口座の通帳の写し

(4) 開業年月日が分かる書類の写し(様式第2号で申請する場合)

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、令和4年6月30日までに行わなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

(交付決定及び支払)

第5条 町長は、前条第1項に規定する申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めたときは交付金の交付を決定するものとする。この場合において、交付金の交付を決定したときは、交付金の支払をもって通知に代えるものとし、交付金を交付しないことを決定したときは、新温泉町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等応援交付金不交付決定書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付金の返還)

第6条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により交付金を受けた者がいると認めるときは、交付金をその者から返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づき交付された交付金の返還の手続に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分		添付書類
法人		1 対象月及び比較月を含む事業年度の確定申告書別表一の写し 2 上記1の期間の法人事業概況説明書の写し 3 対象月及び比較月が上記2に記載のない場合は、月別収支の分かる帳簿の写し
個人事業主	青色申告を行っている場合	1 令和3年分及び前年分又は前々年分の確定申告書第一表の写し 2 令和3年分及び前年分又は前々年分所得税青色申告決算書の写し
	白色申告を行っている場合	1 令和3年分及び前年分又は前々年分の確定申告書第一表の写し（確定申告が必要ない場合は、令和4年度分住民税申告書の写し） 2 令和3年分及び前年分又は前々年分の月別収支の分かる帳簿の写し